

香美町医療技術者修学資金

～令和6年度貸与者募集要項～

香美町では、地域医療の充実及び福祉の向上を図るため、将来、医療技術者として公立香住病院で勤務する意思をお持ちの学生の方を対象に、修学資金を貸与します。このたび令和6年度貸与希望者を募集します。

地域医療への志のある学生の方、ぜひ、香美町の制度を活用いただきましてあなたの力を発揮してください。



兵庫県美方郡香美町

(お問い合わせ先)

◆公立香住病院(事務局)

〒669-6543 兵庫県美方郡香美町香住区若松 540

電話 0796-36-1166(代) FAX 0796-36-1897

香美町医療技術者修学資金貸与制度について

香美町の地域医療の充実と福祉の向上を図るため、将来、医療技術者として公立香住病院に勤務する意思をお持ちの学生の方に、修学に必要な資金を貸与します。

貸与を受けた修学資金は、将来、公立香住病院において医療技術者として貸与相当期間勤務された場合に、返還が免除されます。

申請等について

1 応募資格

次のいずれの要件も満たしている方が対象となります。(出身は問いません。)

- (1) **看護師**を養成する大学、専門学校等の養成施設に在学又は入学見込みの方。
- (2) 養成施設を卒業後に、一定期間内に医療技術者として公立香住病院に勤務しようとする意思のある方。

2 募集人数 若干名

3 貸与額 月額 6万円

4 貸与期間

在学している養成施設の正規の修学期間のうち、貸与が決定された月から卒業するまでの月とします。※休学、留年、停学に相当する期間は、貸与を停止します。

5 貸与方法 修学資金は、毎月貸与し、本人の指定預金口座に振り込みます。

6 申請方法

(1) 申請書類について 次の修学資金貸与申請書及び必要書類を提出してください。

- (1) 香美町医療技術者修学資金貸与申請書(様式第1号)
- (2) 健康診断書(申請の前日2か月以内に公的医療機関で作成されたもの)
- (3) 履歴書(市販のもので写真を添付してください。)
- (4) 誓約書(様式第2号)
- (5) 在学証明書
- (6) 保証書(様式第3号) ※保証人の印鑑登録証明書も添付してください。
- (7) 本人及び保護者が属する世帯全員の住民票の写し(本籍地表示入り)

(2) 保証人について

申請には、次の2名の保証人が必要です。

- ① 保証人は、独立の生計を営む成年者で、貸与決定の際は、申請者本人と連帯して修学資金の返還及び延滞利息の支払いの責任を負うことができる方とします。
- ② 貸与を受けようとする申請者が未成年の場合は、保証人のうち1名は申請者の法定代理人とします。

7 選考方法

書類を審査及び面接によって決定します。面接の日程等の詳細は、申請者本人あてに別途通知します。

また、審査結果は、申請者に文書で通知します。

8 募集期間

令和6年2月13日（火）～令和6年4月12日（金）まで

※上記期間内に募集人数に満たないときは、引き続き応募を受け付けます。

9 申請先（お問い合わせ先）

申請書及び関係書類は、公立香住病院に提出してください。※郵送可

○公立香住病院（事務局）

〒669-6543 兵庫県美方郡香美町香住区若松 540 番地

電話：0796-36-1166（代） FAX：0796-36-1897

E-mail：byouin@town.mikata-kami.lg.jp

※募集要項及び申請書は、公立香住病院、香美町健康課、村岡地域局、小代地域局に設置しています。また、香美町及び公立香住病院ホームページからもダウンロードできますのでご利用ください。

～申請書の記載について～

○保証人の方は、印鑑登録をした印鑑（実印）を押印してください。

次ページ以降は、修学資金貸与の内容について説明しています

—— 修学資金貸与の概要について ——

修学資金の貸与、貸与の停止及び再開、修学資金の返還の免除、返還の猶予、各種の届出等について、香美町医療技術者修学資金貸与規則で定めています。また、学生の方に利用していただきやすい制度となるよう努めています。

おもな内容は次のとおりです。ご不明な点は、お気軽にお問い合わせください。

1 修学資金貸与の停止と再開

修学資金の貸与期間中に、休学、停学処分、留年したときは、決定を受けた日の属する月の翌月の分から復学した日の属する月まで修学資金の貸与を停止します。

なお、復学されたときは、申請手続きによって修学資金の貸与を再開します。

2 修学資金貸与の取り消し

修学資金の貸与期間中に、学生本人が次のいずれかに該当する場合は、修学資金の貸与を取り消すことができる規定を設けています。

- (1) 養成施設に在学しなくなったとき。
- (2) 学業成績が著しく不良となったと町長が認めるとき。
- (3) 心身の故障のため修学を継続する見込みがなくなったと町長が認めるとき。
- (4) 修学資金の貸与を辞退したとき。
- (5) 死亡又は所在不明になったとき。
- (6) その他修学資金貸与の目的を達成する見込みがなくなったとき。
- (7) 上記の他に、修学資金を貸与することが不相当と町長が認めるとき。

3 修学資金の返還

次のいずれかの事由に該当する場合には、貸与された修学資金を返還していただきます。

- (1) 修学資金の貸与が取り消しとなったとき。
- (2) 養成施設を卒業後、1年を経過する日までに免許を取得しなかったとき。
- (3) 免許の取得後、直ちに（看護師については2年以内に）公立香住病院において業務に従事しなかったとき。※養成施設卒業後、他の養成施設に進学し、卒業後に公立香住病院に勤務する見込みがある場合を除きます。
- (4) 公立香住病院において業務に従事した期間が、修学資金の貸与相当期間に満たなかったとき。※返還の額は、貸与を受けた修学資金全額を勤務すべき期間（月数）で除し、これに業務に従事した月数を控除した月数を乗じて得た金額となります。
- (5) 公立香住病院の業務期間中に、業務以外の理由により死亡し、又は病院の業務に従事できなくなったとき。
- (6) その他、修学資金貸与の目的を達成する見込みがなくなったとき。

4 返還の方法

修学資金の返還は、修学資金の返還の事由が生じた月の翌月から起算して、修学資金の貸与相当期間内に、月賦又は半年賦の均等払いの方法によって返還していただきます。

なお、一括返還していただくこともできます。

5 返還の猶予

次のいずれかの事由に該当する場合は、必要と認める期間について修学資金の返還が猶予されます。

- (1) 医療技術者の免許を取得しようとするとき。(養成施設卒業後1年を限度)
- (2) 公立香住病院において医療技術の業務に従事しているとき。
- (3) 養成施設を卒業後、更に他の養成施設に在学し、卒業後において公立香住病院の業務に従事する見込みがあると認めるときは、必要と認める期間。
- (4) 災害、病気その他やむをえない理由により、修学資金を返還することが困難であると町長が認める場合は、必要と認める期間。

6 返還の免除

次のいずれかに該当する場合には、修学資金の返還が全額若しくは一部免除されます。

(1) 修学資金の当然免除 (全額免除)

- ① 必要な資格を取得後、直ちに(看護師について2年以内に)公立香住病院において業務に従事した期間が、修学資金の貸与相当期間に達したとき。
- ② 公立香住病院の業務に従事する期間中に、業務上の事由により死亡、又は心身等の故障により業務を継続することができなくなったとき。

(2) 修学資金の裁量免除 (町長が必要と認める場合の免除)

次のいずれかに該当し、修学資金の返還を免除する必要があると町長が認めるときは、修学資金の返還の履行期限が到来していない部分の修学資金の返還について、全額若しくは一部を免除することができる規定を設けています。

- ① 修学資金の貸与を受けた方が死亡、又は心身や身体に著しい故障が生じたことにより、修学資金を返還することができなくなったとき。
- ② 上記のほかに、修学資金の返還の一部を免除する必要があると認めるとき。

7 貸与の特例 (他の同様趣旨の修学資金を貸与されている方への特例措置)

すでに他の同様趣旨の修学資金貸与制度から貸与を受けている方で、将来、公立香住病院に勤務しようとする意思があり、香美町医療技術者修学資金の貸与を希望される場合には、次の特例措置を設けています。

[特例について]

すでに貸与されている他の同様趣旨の修学資金を辞退することとし、香美町医療技術者修学資金を申請し、貸与者に決定された場合において、すでに貸与を受けている他の同様趣旨の修学資金に返還すべき額があるときは、当該返還額に相当する修学資金を貸与できるものとしています。

なお、この場合に貸与する修学資金は、香美町医療技術者修学資金貸与規則で定める貸与額及び貸与期間を超えない範囲とします。

ご不明な点は、お気軽にお問い合わせください。

8 その他

○看護師の新人教育・初期研修について

看護師の方については、資格取得後2年程度の新人教育が必要とされています。

香美町では、この新人教育先として、公立豊岡病院組合において勤務しながら新人教育・初期研修を受けられる体制を整えています。

また、本人の希望により、新人研修先の医療機関を自由に選択できることとしています。

(参考) **修学資金貸与の決定を受けてからのおもな届出関係**

修学資金の貸与の決定を受けてから以降、本人及び保証人の方について、次の表の事由等が生じたときは、速やかに届出をしてください。なお、町長が必要と認める場合には、届出書類の他に証明する書類等の提出を求めることがあります。

※届出書類は、公立香住病院（事務局）に提出してください。

(1) 貸与を受けている本人についての届出

| おもな事由 | 提出する申請・届出書類（様式番号） | 届出者 |
|--|--|---------|
| 修学資金貸与の決定通知を受けたとき ※修学資金の振込み等の手続きです。 | ・香美町医療技術者修学資金交付申請書（様式第6号） | 本人 |
| 貸与を受けている本人の住所や氏名が変更になったとき | ・住所・氏名変更届（様式第19号） ※変更を証明する書類を添付してください。（例）住民票の写しなど | 本人 |
| ○届出書は2種類必要です。 ・退学したとき ・休学、停学処分、留年になったとき ・心身の故障により養成課程を修了できないとき ・その他の変更事項が生じたとき | ○提出書類は、次の2種類となります。 ・医療技術者養成課程履修状況変更届（様式第20号）※事由を証明する書類を添付してください。 ・香美町医療技術者修学資金借用証書（様式第12号） | 本人又は保証人 |
| 停止となった修学資金の貸与を再び受けようとするとき | ・医療技術者修学資金貸与再開申請書（様式第10号）※証明する書類を求める場合があります。 | 本人 |
| 修学資金の貸与を辞退するとき | ○提出書類は、次の2種類となります。 ・香美町医療技術者修学資金貸与辞退届（様式第8号） ・香美町医療技術者修学資金借用証書（様式第12号） | 本人又は保証人 |
| 修学資金の貸与が終了したとき | ・香美町医療技術者修学資金借用証書（様式第12号） | 本人 |
| 医療技術の免許を取得したとき | ・医療技術者免許取得届（様式第21号）※免許(写)を添付してください。 | 本人 |
| 修学資金の返還猶予を受けている期間中に、公立香住病院において業務に従事する見込みがなくなったとき | ・勤務辞退届（様式第22号） | 本人又は保証人 |
| ・卒業後、他種の養成施設（例：看護関係の上級学校等）への進学するとき ・卒業後、免許を取得しなかったとき ・卒業後、他の医療機関等に規則で定め | ・香美町医療技術者修学資金返還猶予申請書（様式第13号） ※事由によっては理由を証明する書類を添付してください。 | 本人又は保証人 |

| | | |
|--|--|---------|
| る期間勤務するとき ・公立香住病院に職員として医療業務に従事したとき ・災害、心身等の故障、その他の理由により業務に従事することができなくなったとき | (例) 上級学校等の在学証明書、診断書、育児休業承認書、その他の証明書 | |
| 修学資金の返還の免除を受けようとする事由が生じたとき | ・香美町医療技術者修学資金返還免除申請書 (様式第16号) | 本人又は保証人 |
| 本人が死亡したとき | ・死亡届 (様式第23号) ※死亡診断書 (写) 又は除籍抄本を添付してください。 | 保証人 |

(2) 保証人についての届出

| おもな事由 | 提出する申請・届出書類 (様式番号) | 届出者 |
|--|--|-----|
| 保証人の氏名、住所に変更があったとき | ・保証人の身分異動届 (様式第24号) ※変更を証明する書類を添付 | 本人 |
| 保証人を変更しようとするとき | ・保証人変更届 (様式第25号) ※新しい保証人の印鑑登録証明書を添付してください。 | 本人 |
| ・保証人が死亡したとき又は保証人に破産手続き開始の決定その他の保証人として適当でない事由が生じたとき | ○届出は、次の2種類となります。 ・保証人の身分異動届 (様式第24号) ・保証人変更届 (様式第25号) ※新しい保証人の印鑑登録証明書を添付してください。 | 本人 |

【申請書、届出書の記載についての留意事項】

- 保証人の方は、印鑑登録をした印鑑 (実印) を押印してください。